

## ○児童福祉法（抄）

（昭和二十二年十二月十二日）  
（法律第百六十四号）

### 第六章 審査請求

（平二二法七一・追加）

**第五十六条の五の五** 市町村の障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る処分に不服がある障害児の保護者は、都道府県知事に対して審査請求をすることができる。

- ② 前項の審査請求については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八章（第九十七条第一項を除く。）の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。  
（平二二法七一・追加、平二四法五一・一部改正）

## ○児童福祉法施行令（抄）

（昭和二十三年三月三十一日）  
（政令第七十四号）

### 第六章 審査請求

（平二四政二六・追加）

**第四十四条の二** 法第五十六条の五の五第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十七条第二項	前項	児童福祉法第五十六条の五の五第一項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十八条第一項	前条第一項	児童福祉法第五十六条の五の五第一項
	障害者介護給付費等不服審査会	障害児通所給付費等不服審査会
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十八条第三項	介護給付費等又は地域相談支援給付費等	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第百五条	第九十七条第一項	児童福祉法第五十六条の五の五第一項

（平二四政二六・追加、平二五政五・一部改正、平二九政六三・旧第四十四条の三繰上）

**第四十四条の三** 障害児通所給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）の委員の定数に係る法第五十六条の五の五第二項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第九十八条第二項に規定する政令で定める基準は、不服審査会の障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る処分に係る審査請求の事件の件数その他の事情を勘案して、各都道府県が必要と認める数の第四十四条の五第一項に規定する合議体を不服審査会に設置することができる数であることとする。

（平二四政二六・追加、平二五政五・一部改正、平二九政六三・旧第四十四条の四繰上・一部改正）

**第四十四条の四** 不服審査会は、会長が招集する。

- ② 不服審査会は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができない。  
③ 不服審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（平二四政二六・追加、平二九政六三・旧第四十四条の五繰上）

**第四十四条の五** 不服審査会は、委員のうちから不服審査会が指名する者をもって構成する合議体（以下この条において「合議体」という。）で、審査請求の事件を取り扱う。

- ② 合議体のうち、会長がその構成に加わるものにあつては、会長が長となり、その他のものにあつては、不服審査会の指名する委員が長となる。

- ③ 合議体を構成する委員の定数は、五人を標準として都道府県が定める数とする。
- ④ 合議体は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- ⑤ 合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、長の決するところによる。
- ⑥ 不服審査会において別段の定めをした場合のほかは、合議体の議決をもって不服審査会の議決とする。

(平二四政二六・追加、平二九政六三・旧第四十四条の六繰上)

第四十四条の六 法第五十六条の五の五第二項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第百二条の規定による通知は、審査請求書の副本若しくは写し又は行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十一条第二項に規定する審査請求録取書の写しを送付することにより行わなければならない。

(平二四政二六・追加、平二五政五・平二七政三九二・一部改正、平二九政六三・旧第四十四条の七繰上)

第四十四条の七 都道府県が法第五十六条の五の五第二項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第百三条第二項の規定により支給すべき旅費、日当及び宿泊料については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百七条の規定に基づく条例による実費弁償の例によるものとし、報酬については、条例の定めるところによる。

(平二四政二六・追加、平二五政五・一部改正、平二九政六三・旧第四十四条の八繰上)